

# 愛媛県地域防災計画

( 風水害等対策編 )

令和元年度修正

愛媛県防災会議

愛媛県地域防災計画

(風水害等対策編)

策定・修正履歴

昭和38年8月	策定	平成8年3月	修正
昭和39年9月	修正	平成15年9月	修正
昭和44年4月	修正	平成18年3月	修正
昭和45年10月	修正	平成23年1月	修正
昭和46年11月	修正	平成24年10月	修正
昭和47年11月	修正	平成26年3月	修正
昭和48年11月	修正	平成26年11月	修正
昭和50年1月	修正	平成27年8月	修正
昭和54年8月	修正	平成29年3月	修正
昭和56年9月	修正	平成29年9月	修正
昭和60年2月	修正	令和元年6月	修正
昭和61年12月	修正	<u>令和2年2月</u>	<u>修正</u>

# 愛媛県地域防災計画（風水害等対策編）目次

## 第1編 総論

<b>第1章 計画の主旨</b> .....	1
1-1-1 計画の目的	
1-1-2 計画の性格	
1-1-3 計画の構成	
1-1-4 基本方針	
1-1-5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等	
<b>第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</b> .....	3
1-2-1 県	
1-2-2 市町	
1-2-3 関係機関	
1-2-4 県民・事業者	
<b>第3章 愛媛県の地形・気象の概要</b> .....	10
1-3-1 地形・地質	
1-3-2 気象	

## 第2編 災害予防対策

<b>第1章 気象予警報等の伝達</b> .....	12
2-1-1 定義	
2-1-2 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統	
2-1-3 気象情報の種類及び伝達系統	
2-1-4 土砂災害警戒情報の発表・伝達	
2-1-5 洪水予報、水防警報及び水位到達情報の発表・伝達	
2-1-6 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達	
2-1-7 伝達体制	
2-1-8 非常時の伝達体制	
2-1-9 観測資料の通報連絡	
<b>第2章 防災思想・知識の普及</b> .....	16
2-2-1 県の活動	
2-2-2 市町の活動	
2-2-3 関係機関の活動	
2-2-4 普及の際の留意点	
<b>第3章 県民の防災対策</b> .....	20
2-3-1 県民の果たすべき役割	
2-3-2 県、市町の活動	
<b>第4章 自主防災組織の防災対策</b> .....	22
2-4-1 自主防災組織の育成強化	
2-4-2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	
2-4-3 県、市町の活動	
2-4-4 自主防災組織と消防団等の連携	
2-4-5 事業所等における自主防災活動	
2-4-6 地域における自主防災活動の推進	
<b>第5章 事業者の防災対策</b> .....	27
2-5-1 事業者の果たすべき役割	
2-5-2 県、市町の活動	
<b>第6章 ボランティアの防災対策</b> .....	29
2-6-1 県の活動	
2-6-2 市町の活動	
2-6-3 県警察の活動	

2-6-4	日本赤十字社愛媛県支部の活動	
2-6-5	ボランティアの果たすべき役割	
<b>第7章</b>	<b>防災訓練の実施</b>	<b>31</b>
2-7-1	防災訓練の実施責務又は協力	
2-7-2	防災訓練の種別	
2-7-3	訓練の時期	
2-7-4	訓練の方法	
2-7-5	「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用訓練の方法	
<b>第8章</b>	<b>業務継続計画の策定</b>	<b>33</b>
2-8-1	業務継続計画の概要	
2-8-2	県の業務継続計画	
2-8-3	市町の業務継続計画	
<b>第9章</b>	<b>避難対策</b>	<b>34</b>
2-9-1	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	
2-9-2	避難路の指定	
2-9-3	住民等への周知のための措置	
2-9-4	避難所の設備及び資機材の配備	
2-9-5	市町等の避難計画	
<b>第10章</b>	<b>緊急物資確保対策</b>	<b>39</b>
2-10-1	食料及び生活必需品等の確保	
2-10-2	飲料水等の確保	
2-10-3	物資供給体制の整備	
<b>第11章</b>	<b>医療救護対策</b>	<b>43</b>
2-11-1	実施方針	
2-11-2	災害医療コーディネータの設置	
2-11-3	初期医療体制	
2-11-4	後方医療機関	
2-11-5	広域的救護活動の調整	
2-11-6	広域医療搬送	
2-11-7	災害情報の収集・連絡体制の整備	
2-11-8	難病患者等の状況把握	
2-11-9	医薬品、医療資機材等の確保体制の整備	
2-11-10	災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施	
2-11-11	県民及び自主防災組織が実施すべき事項	
<b>第12章</b>	<b>防疫・衛生体制の整備</b>	<b>49</b>
2-12-1	実施体制	
2-12-2	県の活動	
2-12-3	市町の活動	
<b>第13章</b>	<b>保健衛生活動体制の整備</b>	<b>50</b>
2-13-1	情報収集体制の整備	
2-13-2	保健衛生活動に関する体制整備	
<b>第14章</b>	<b>孤立地区対策</b>	<b>51</b>
2-14-1	県の活動	
2-14-2	市町の活動	
<b>第15章</b>	<b>要配慮者の支援対策</b>	<b>52</b>
2-15-1	県の活動	
2-15-2	市町の活動	
2-15-3	社会福祉施設等管理者の活動	
<b>第16章</b>	<b>広域的な応援体制の整備</b>	<b>55</b>
2-16-1	全県的な消防相互応援体制の整備	
2-16-2	全県的な防災相互応援体制の整備	
2-16-3	他県との広域的な応援体制の整備	
2-16-4	緊急消防援助隊の編成	
2-16-5	警察災害派遣隊の編成	
2-16-6	広域防災拠点の整備	
2-16-7	受援計画の策定・運用	

<b>第17章 資材・機材等の点検整備</b>	60
2-17-1 点検整備を要する資材・機材	
2-17-2 点検整備実施機関	
2-17-3 実施時期	
2-17-4 点検整備実施内容	
2-17-5 留意事項	
<b>第18章 情報通信システムの整備</b>	61
2-18-1 情報収集・連絡体制の整備	
2-18-2 通信施設の整備	
2-18-3 防災情報システムの拡充整備	
2-18-4 ヘリコプターテレビ電送システム等の活用	
2-18-5 河川等情報システムの活用	
2-18-6 土砂災害情報相互通報システムの整備	
2-18-7 各種情報システムデータのバックアップ保管	
<b>第19章 ライフライン災害予防対策</b>	64
2-19-1 水道施設	
2-19-2 下水道施設	
2-19-3 工業用水道施設	
2-19-4 電力施設	
2-19-5 ガス施設	
2-19-6 電信電話施設	
<b>第20章 道路災害予防対策</b>	68
2-20-1 防災点検等の実施	
2-20-2 道路施設の防災対策及び改良整備	
2-20-3 道路の冠水事故防止対策の実施	
2-20-4 道路通行規制等の実施	
2-20-5 道路施設の長寿命化対策	
2-20-6 交通管制施設及び交通管理体制の整備	
<b>第21章 建築物災害予防対策</b>	69
2-21-1 風水害に強いまちづくり	
2-21-2 大火災に強いまちづくり	
<b>第22章 港湾・漁港災害予防対策</b>	70
2-22-1 港湾	
2-22-2 漁港	
<b>第23章 農地・農業用施設災害予防対策</b>	71
2-23-1 農地	
2-23-2 農業用施設	
2-23-3 老朽ため池	
2-23-4 愛媛県農村災害支援協議会との協働活動	
<b>第24章 文化財の災害予防対策</b>	72
2-24-1 文化財の災害予防対策	
<b>第25章 水害予防対策</b>	73
2-25-1 治山	
2-25-2 治水	
2-25-3 砂防	
<b>第26章 高潮災害予防対策</b>	76
2-26-1 海岸保全	
<b>第27章 地盤災害予防対策</b>	77
2-27-1 地すべり等防止施設の整備	
2-27-2 農地保全	
2-27-3 治山	
<b>第28章 海上災害予防対策</b>	80
2-28-1 県、警察、市町、消防機関、四国地方整備局及び海上保安部の活動	
2-28-2 各地区排出油等防除協議会の活動	
<b>第29章 航空災害予防対策</b>	81
2-29-1 防災体制の整備	
2-29-2 松山空港緊急時対応計画検討委員会の活動	

2-29-3	松山空港消火救難協力隊の活動	
2-29-4	防災訓練の実施	
<b>第30章</b>	<b>鉄道施設災害予防対策</b>	<b>82</b>
2-30-1	防災体制の確立	
2-30-2	施設等の整備	
2-30-3	異常気象時における運転の停止等	
<b>第31章</b>	<b>危険物等災害予防対策</b>	<b>83</b>
2-31-1	火薬類、高圧ガス及び石油類等の災害予防対策	
2-31-2	毒物劇物の災害予防対策	
<b>第32章</b>	<b>火災予防対策</b>	<b>84</b>
2-32-1	消防職員、消防団員の教育・育成	
2-32-2	消防統計及び消防情報	
2-32-3	消防施設の拡充強化	
2-32-4	防火思想の普及	
2-32-5	火災予防	
2-32-6	火災予防査察	
2-32-7	消火活動	
2-32-8	災害防御の措置	
<b>第33章</b>	<b>林野火災予防対策</b>	<b>86</b>
2-33-1	林野火災消防計画の確立	
2-33-2	林野所有（管理）者の予防対策	
2-33-3	林野火災対策用資機材の整備	
2-33-4	空中消火体制の整備	
<b>第34章</b>	<b>災害復旧・復興への備え</b>	<b>87</b>
2-34-1	平常時からの備え	
2-34-2	複合災害への備え	
2-34-3	災害廃棄物の発生への対応	
2-34-4	各種データの整備保全	
2-34-5	保険・共済の活用	
2-34-6	復興事前準備の実施	
2-34-7	復興対策の研究	

## 第3編 災害応急対策

<b>第1章</b>	<b>応急措置の概要</b>	<b>89</b>
3-1-1	県のとるべき措置	
3-1-2	市町のとるべき措置	
3-1-3	県民のとるべき措置	
3-1-4	関係機関のとるべき措置	
<b>第2章</b>	<b>防災組織及び編成</b>	<b>91</b>
3-2-1	県の防災組織	
3-2-2	市町の防災組織	
3-2-3	防災関係機関の防災組織	
3-2-4	発災前からの警戒体制の強化	
3-2-5	実動組織間の調整	
<b>第3章</b>	<b>通信連絡</b>	<b>95</b>
3-3-1	通信連絡手段	
3-3-2	孤立地区との通信連絡	
<b>第4章</b>	<b>情報活動</b>	<b>97</b>
3-4-1	情報活動の強化	
3-4-2	処理すべき情報の種類	
3-4-3	情報の収集	
3-4-4	情報の伝達	
3-4-5	報告及び要請事項の処理	
<b>第5章</b>	<b>広報活動</b>	<b>103</b>
3-5-1	県の活動	

3-5-2	市町の活動	
3-5-3	関係機関の活動	
3-5-4	県民が必要な情報を入手する方法	
3-5-5	広聴活動	
3-5-6	安否情報の提供	
<b>第6章</b>	<b>避難活動</b>	<b>106</b>
3-6-1	避難の準備情報・高齢者避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）	
3-6-2	避難の方法	
3-6-3	避難道路の確保	
3-6-4	指定避難所等の設置及び避難生活	
3-6-5	指定避難所等への市町職員等の配置	
3-6-6	指定避難所等における市町職員等の役割	
3-6-7	学校における災害応急対策	
3-6-8	避難状況の報告	
<b>第7章</b>	<b>緊急輸送活動</b>	<b>113</b>
3-7-1	実施機関	
3-7-2	県の活動	
3-7-3	従事命令等による輸送の確保	
3-7-4	市町及び関係機関の活動	
<b>第8章</b>	<b>交通応急対策</b>	<b>118</b>
3-8-1	陸上交通	
3-8-2	海上交通	
<b>第9章</b>	<b>孤立地区に対する支援活動</b>	<b>122</b>
3-9-1	県の活動	
3-9-2	市町の活動	
<b>第10章</b>	<b>消防活動</b>	<b>123</b>
3-10-1	消防活動の基本方針	
3-10-2	消防機関の活動	
3-10-3	消防活動の応援要請	
3-10-4	事業所の活動	
3-10-5	自主防災組織の活動	
3-10-6	県民の活動	
<b>第11章</b>	<b>水防活動</b>	<b>126</b>
3-11-1	水防組織	
3-11-2	重要水防箇所	
3-11-3	水防倉庫及び資器材	
3-11-4	水防活動	
3-11-5	水門等の操作及び通報	
3-11-6	大規模氾濫に関する減災対策協議会	
<b>第12章</b>	<b>人命救助活動</b>	<b>130</b>
3-12-1	人命救助活動の基本方針	
3-12-2	県の活動	
3-12-3	県警察の活動	
3-12-4	市町の活動	
3-12-5	消防機関の活動	
3-12-6	自主防災組織の活動	
3-12-7	事業所の活動	
3-12-8	自衛隊の活動	
3-12-9	海上保安部の活動	
<b>第13章</b>	<b>死体の捜索・措置・埋葬</b>	<b>132</b>
3-13-1	県の活動	
3-13-2	市町の活動	
3-13-3	県警察の活動	
3-13-4	県民及び自主防災組織の活動	
<b>第14章</b>	<b>災害救助法の適用</b>	<b>133</b>
3-14-1	災害救助法の適用基準	
3-14-2	被災世帯の算定基準	

3-14-3	活動計画	
3-14-4	災害救助の実施機関	
3-14-5	災害救助法による災害救助の方法、程度、期間	
<b>第15章</b>	<b>食料及び生活必需品等の確保・供給</b>	<b>136</b>
3-15-1	災害時における応急供給	
3-15-2	物資の輸送	
3-15-3	調達救援物資集積場所	
3-15-4	燃料の供給	
3-15-5	家畜飼料の供給	
<b>第16章</b>	<b>飲料水の確保・供給</b>	<b>139</b>
3-16-1	県の活動	
3-16-2	市町の活動	
3-16-3	県民及び自主防災組織の活動	
<b>第17章</b>	<b>医療救護活動</b>	<b>140</b>
3-17-1	医療救護活動の実施方針	
3-17-2	情報の収集・提供	
3-17-3	救護所等における活動	
3-17-4	県の活動	
3-17-5	災害医療コーディネータの活動	
3-17-6	被災地の市町の活動	
3-17-7	被災地外の市町の活動	
3-17-8	負傷者の搬送	
3-17-9	愛媛県医師会等の活動	
3-17-10	日本赤十字社愛媛県支部の活動	
3-17-11	公的医療機関・旧国立医療機関の活動	
3-17-12	県民及び自主防災組織の活動	
<b>第18章</b>	<b>防疫・衛生活動</b>	<b>146</b>
3-18-1	県の活動	
3-18-2	市町の活動	
3-18-3	県民の活動	
<b>第19章</b>	<b>保健衛生活動</b>	<b>147</b>
3-19-1	保健衛生活動に必要な情報の収集・共有化	
3-19-2	被災者等への保健衛生活動	
3-19-3	保健師等の応援・派遣受入	
<b>第20章</b>	<b>食品衛生活動</b>	<b>148</b>
3-20-1	県の活動	
3-20-2	市町の活動	
3-20-3	県民の活動	
<b>第21章</b>	<b>廃棄物等の処理</b>	<b>149</b>
3-21-1	し尿処理・清掃活動体制の確保	
3-21-2	下水処理・し尿処理の実施	
3-21-3	生活系ごみ処理の実施	
3-21-4	災害廃棄物処理の実施	
<b>第22章</b>	<b>障害物の除去</b>	<b>152</b>
3-22-1	障害物等の除去	
<b>第23章</b>	<b>動物の管理</b>	<b>153</b>
3-23-1	県の活動	
3-23-2	市町の活動	
3-23-3	住民及び民間の活動	
3-23-4	死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理	
<b>第24章</b>	<b>応急住宅対策</b>	<b>155</b>
3-24-1	県の活動	
3-24-2	市町の活動	
<b>第25章</b>	<b>応急教育活動</b>	<b>158</b>
3-25-1	応急教育計画	
3-25-2	学用品等の調達	
3-25-3	給食等の措置	



3-25-4	学校施設の一時使用の措置	
3-25-5	高等学校及び中等教育学校生徒（後期課程）の災害応急対策への協力	
<b>第26章</b>	<b>要配慮者に対する支援活動</b>	<b>160</b>
3-26-1	県の活動	
3-26-2	市町の活動	
<b>第27章</b>	<b>ボランティア等への支援</b>	<b>162</b>
3-27-1	県の活動	
3-27-2	市町の活動	
<b>第28章</b>	<b>応援協力活動</b>	<b>164</b>
3-28-1	県の活動	
3-28-2	県警察の活動	
3-28-3	消防機関の活動	
3-28-4	市町の活動	
3-28-5	海上保安庁の支援	
3-28-6	応援要員の受入れ体制	
3-28-7	従事命令又は協力命令	
3-28-8	外国からの応援活動	
<b>第29章</b>	<b>消防防災ヘリコプターによる支援活動</b>	<b>170</b>
3-29-1	支援活動の種類	
3-29-2	緊急運航の要件	
3-29-3	緊急運航要請手続	
3-29-4	自主出動	
<b>第30章</b>	<b>自衛隊の活動</b>	<b>171</b>
3-30-1	自衛隊への災害派遣の要請	
3-30-2	要請を待たないで行う災害派遣(自主派遣)	
3-30-3	自衛隊の救助活動の内容	
3-30-4	自衛隊の救護班の編成	
3-30-5	自衛隊との連絡体制	
3-30-6	災害派遣部隊の受入れ体制	
3-30-7	災害派遣部隊の撤収	
3-30-8	経費の負担区分	
<b>第31章</b>	<b>公安警備活動</b>	<b>175</b>
3-31-1	公安警備の内容	
3-31-2	公安警備部隊の編成	
3-31-3	警備体制	
3-31-4	警備措置	
<b>第32章</b>	<b>ライフラインの確保</b>	<b>177</b>
3-32-1	水道施設	
3-32-2	下水道施設	
3-32-3	工業用水道施設	
3-32-4	電力施設	
3-32-5	ガス施設	
3-32-6	電信電話施設	
<b>第33章</b>	<b>郵便事業の運営維持</b>	<b>181</b>
3-33-1	郵便物の送達の確保	
3-33-2	郵便局の窓口業務の維持	
<b>第34章</b>	<b>豪雪災害防止活動</b>	<b>182</b>
3-34-1	道路の除雪対策等	
3-34-2	なだれ対策	
3-34-3	学校教育対策	
3-34-4	主要食料の確保	
3-34-5	生産物の搬出	
3-34-6	保健衛生及び医療措置	
3-34-7	他の機関に対する協力	
3-34-8	交通規制・緊急通行車両の通行確保	
3-34-9	孤立地区との通信連絡	
<b>第35章</b>	<b>海上災害応急活動</b>	<b>185</b>

3-35-1	実施責任機関	
3-35-2	関係機関相互の通報連絡	
3-35-3	県の活動	
3-35-4	県警察の活動	
3-35-5	市町の活動	
3-35-6	四国地方整備局の活動	
3-35-7	海上保安部の活動	
3-35-8	関係団体・企業等の協力措置	
<b>第36章</b>	<b>航空災害応急活動</b>	<b>189</b>
3-36-1	大阪航空局（松山空港事務所）の活動	
3-36-2	県の活動	
3-36-3	市町の活動	
3-36-4	県警察の活動	
3-36-5	海上保安部等の活動	
3-36-6	協議会の活動	
<b>第37章</b>	<b>鉄道施設災害の応急活動</b>	<b>191</b>
3-37-1	災害対策本部等の設置	
3-37-2	情報連絡体制の整備	
3-37-3	災害応急措置及び復旧対策	
3-37-4	旅客等への広報	
3-37-5	避難誘導	
<b>第38章</b>	<b>危険物施設等の安全確保</b>	<b>192</b>
3-38-1	火薬類の保安	
3-38-2	高圧ガスの保安	
3-38-3	石油類等の保安	
3-38-4	毒物劇物の保安	
<b>第39章</b>	<b>大規模火災応急活動</b>	<b>194</b>
3-39-1	県の活動	
3-39-2	市町の活動	
3-39-3	県警察の活動	
<b>第40章</b>	<b>林野火災応急活動</b>	<b>195</b>
3-40-1	県の活動	
3-40-2	市町の活動	
3-40-3	県警察の活動	

## 第4編 災害復旧・復興対策

<b>第1章</b>	<b>公共施設災害復旧対策</b>	<b>196</b>
4-1-1	被災施設の復旧等	
4-1-2	激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進	
4-1-3	災害査定促進	
4-1-4	海上災害復旧・復興対策	
<b>第2章</b>	<b>復興計画</b>	<b>199</b>
4-2-1	復興計画の作成	
4-2-2	防災まちづくりを目指した復興	
4-2-3	復興財源の確保	
<b>第3章</b>	<b>災害復旧資金</b>	<b>202</b>
4-3-1	四国財務局（松山財務事務所）の活動	
4-3-2	日本銀行松山支店の活動	
4-3-3	災害復興住宅の建設	
4-3-4	中小企業を対象とした支援	
4-3-5	農林漁業者を対象とした支援	
<b>第4章</b>	<b>被災者等に対する支援</b>	<b>205</b>
4-4-1	要配慮者の支援	
4-4-2	義援物資、義援金の受入れ及び配分	
4-4-3	災害弔慰金等の支給	

- 4-4-4 被災者の経済的再建支援
- 4-4-5 罹災証明書の交付
- 4-4-6 被災者の生活確保
- 4-4-7 生活再建支援策等の広報
- 4-4-8 地域経済の復興と発展のための支援